

2016年3月1日

## 教育長同意に係る対応について

日本共産党宮城県会議員団

団長 遠藤 いく子

日本共産党県会議員団は、1日 教育委員会教育長の任命につき同意を求め  
る議案について、退席の態度を取った。党県議団としては、立場が違う事を理  
由に人事に反対の態度は取らないできたが、今回は看過できない問題があるた  
め、同意の場に加わらないこととした。

1) 昨年8月の県立中学校教科用図書採択に関して、教育委員会では異例の事  
態が続いた。従来公開していた会議を非公開にしたこと、一括審議一括採択で  
あったものを種目毎に改めたこと、それぞれの学校が評価し別々の教科書が高  
位となったにもかかわらず、無理矢理同一の教科書に決定したこと、採択され  
た「育鵬社」版教科書について、教育委員の中から「懸念」がだされていたこ  
と、それにも関わらず全体合意がないまま多数決で採決したことなどである。

2) 教育委員会の運営と採択に関して、県教育長の果たした役割は重大である。  
私たちの調査では、さらに議論が必要として歴史分野の採択を最後に廻し、8  
月7日の定例会の後20日に臨時の会議を開き、県立中学校二校を同一教科書  
にするか否かを自ら求めた。また教育長が育鵬社版を新しい観点に立った教科  
書と持ち上げ、教育委員から「決して新しくはない、むしろ逆戻り」と反論が  
出るなかで、教育長主導で採択したことは、到底容認できない行為である。

3) 宮城県議会では、2011年（H23年）3月「中学校で使用する教科書  
の採択基準に関する請願」が採択され、2013年（H25年）には「中学校  
で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求  
める請願書」が提出され、11月議会冒頭に多数の力で採択された。現憲法を  
ないがしろにし、戦後の歩みを否定するような動きが続いている。

2014年（H26年）15年には、文科省が学習指導要領解説の一部改定  
や教科書検定基準改定を行う等、教科書に関する国の動向も見逃せない。これ  
ら県議会の動向や国の動きを背景として、今回の教育委員会採択があることを  
考慮すれば、教育長の責任にのみ帰すべきではない点も指摘せざるを得ない。

4) 日本共産党県議団としては、教育の中立性を守る立場から今後も奮闘する。

以上